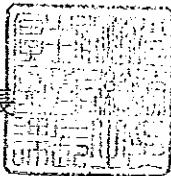


医政総発0228第1号

平成25年2月28日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



医薬品と健康食品の相互作用に対する注意喚起等について（依頼）

平成25年1月29日付けで消費者委員会において「「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」が取りまとめられました。当該建議において、医療機関における診療の機会に、医師等が患者から健康食品の摂取状況を聴取し、過剰摂取や医薬品との相互作用等について、患者に対し適切な注意喚起を行うことの重要性が指摘されています。

貴職におかれましては、当該建議の内容を踏まえ、貴管下の医療機関に対して下記の事項を周知徹底していただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、関係団体に対しても別添の通り協力要請を行っていることを申し添えます。

記

1. 医療機関における診療の際に、医薬品との相互作用のおそれや健康食品の過剰摂取の疑いがある場合は、当該患者の健康食品摂取状況を確認し、患者に対して必要な注意喚起を行うこと。

2. 独立行政法人国立健康・栄養研究所が作成した「「健康食品」の安全性・有効性情報」のホームページ及び厚生労働省医薬食品局食品安全部より適宜発出される健康食品に関する通知等の内容を踏まえて、必要に応じて患者へ情報提供と注意喚起を行うこと。

なお、健康食品に添加されている成分と医薬品の相互作用が想定される主な事例として、既にパンフレット等で周知しているものについて、改めて別紙のとおり示したので、参考とされたい。

(参考情報)

- 「健康食品」の表示等の在り方に関する建議（平成 25 年 1 月消費者委員会）
http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaihoukyou/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/02/01/20130129_kengi.pdf
- 「健康食品」の表示等の在り方に関する調査報告（平成 25 年 1 月消費者委員会）
http://www.cao.go.jp/consumer/doc/201301_kenkoshokuhin_houkoku1.pdf
- 「健康食品」の安全性・有効性情報（独立行政法人国立健康・栄養研究所）
<https://hfnet.nih.go.jp/>
- 「健康食品の正しい利用法」（平成 23 年 3 月厚生労働省医薬食品局食品安全部）
：一般の方を対象とした健康食品に関する情報提供用パンフレット
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/kenkou_shokuhin00.pdf
- 「健康食品による健康被害の未然防止と拡大防止に向けて」（平成 22 年 3 月厚生労働省医薬食品局食品安全部）
：医師を対象とした健康食品に関する情報提供用パンフレット
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/pamph_healthfood_a.pdf

(別紙)

健康食品に添加されている成分と医薬品の相互作用が想定される主な事例

健康食品に添加されて いる成分	医薬品成分	影響
ビタミン類	ビタミンB6	フェニトイソ (抗てんかん薬)
葉酸	葉酸代謝拮抗薬 (抗がん剤)	薬効の減弱
	フルオロウラシル カペシタビンなど (抗がん剤)	薬効の増強
	ビタミンK (青汁、クロレラ を含む)	ワルファリン (抗凝固剤)
	ビタミンC	アセタゾラミド (抗てんかん薬)
	ナイアシン	HMG-COA還元酵素阻害薬 (高コレステロール血症治療薬)
	ビタミンD	ジギタリス製剤 (心不全治療薬)
ミネラル類	カルシウム	活性型ビタミンD3 製剤 (骨粗鬆症薬)
		ジキタリス製剤 (心不全治療薬)
		ビスホスホネート系製剤 (骨粗鬆症薬) テトラサイクリン系抗菌剤 (抗生素質) ニューキノロン系抗菌薬など (抗生素質)
	マグネシウム	テトラサイクリン系抗菌剤 (抗生素質) フルオロキノロン (抗生素質) ビスホスホネート系製剤など (骨粗鬆症薬)
	鉄	タンニン酸アルブミン (下痢止め) ビスホスホネート系製剤 (骨粗鬆症薬) メチルドバ (降圧薬) テトラサイクリン系抗菌剤 (抗生素質) ニューキノロン系抗菌薬など (抗生素質)
その他	中性アミノ酸	レボドバ (抗パーキンソン病薬)
	コエンザイムQ10	降圧薬、糖尿病治療薬

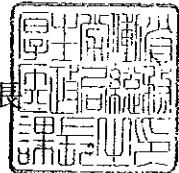
※相互作用は摂取量が多い場合(濃縮物等)に起こる可能性がある。



医政総発0228第2号
平成25年2月28日

社団法人 日本医師会 殿

厚生労働省医政局総務課長



医薬品と健康食品の相互作用に対する注意喚起等について（依頼）

平成25年1月29日付けで消費者委員会において「「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」が取りまとめられました。当該建議において、医療機関における診療の機会に、医師等が患者から健康食品の摂取状況を聴取し、過剰摂取や医薬品との相互作用等について、患者に対し適切な注意喚起を行うことの重要性が指摘されています。

貴職におかれましては、当該建議の内容を踏まえ、傘下の会員に対して下記の事項を周知徹底していただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、各都道府県、保健所設置市、特別区に対しても別添の通り協力要請を行っていることを申し添えます。

記

1. 医療機関における診療の際に、医薬品との相互作用のおそれや健康食品の過剰摂取の疑いがある場合は、当該患者の健康食品摂取状況を確認し、患者に対して必要な注意喚起を行うこと。

2. 独立行政法人国立健康・栄養研究所が作成した「「健康食品」の安全性・有効性情報」のホームページ及び厚生労働省医薬食品局食品安全部より適宜発出される健康食品に関する通知等の内容を踏まえて、必要に応じて患者へ情報提供と注意喚起を行うこと。

なお、健康食品に添加されている成分と医薬品の相互作用が想定される主な事例として、既にパンフレット等で周知しているものについて、改めて別紙のとおり示したので、参考とされたい。

(参考情報)

- 「健康食品」の表示等の在り方に関する建議（平成 25 年 1 月消費者委員会）
http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/02/01/20130129_kengi.pdf
- 「健康食品」の表示等の在り方に関する調査報告（平成 25 年 1 月消費者委員会）
http://www.cao.go.jp/consumer/doc/201301_kenkoshokuhin_houkokul.pdf
- 「健康食品」の安全性・有効性情報（独立行政法人国立健康・栄養研究所）
<https://hfnet.nih.go.jp/>
- 「健康食品の正しい利用法」（平成 23 年 3 月厚生労働省医薬食品局食品安全部）
：一般の方を対象とした健康食品に関する情報提供用パンフレット
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/d1/kenkou_shokuhin00.pdf
- 「健康食品による健康被害の未然防止と拡大防止に向けて」（平成 22 年 3 月厚生労働省医薬食品局食品安全部）
：医師を対象とした健康食品に関する情報提供用パンフレット
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/d1/pamph_healthfood_a.pdf